

同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、青森県立むつ工業高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は、本部を青森県立むつ工業高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、全会員の社会的向上と母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・研修に関すること
- (2) 会員名簿・会報等の発行に関すること
- (3) 母校の発展並びに在学生の活動に関する補助
- (4) その他必要と認める事業

第3章 会 員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 むつ工業高等学校の卒業生
- (2) 副会員 むつ工業高等学校に在籍したことのある者で、役員会で認められた者
- (3) 準会員 むつ工業高等学校の在学生
- (4) 特別会員 むつ工業高等学校の現旧教職員

第4章 役 員

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名 (校長)
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 3名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 監 事 2名
- (6) 理 事 新卒業生の各学科から1名
また、正会員より若干名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括し、総会・役員会・理事会を主宰する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その仕事を代行する。
- (3) 常任理事は、会長および副会長を補佐し、会務を行い、役員会・理事会を構成する。
- (4) 監事は、本会の会務を監査する。
- (5) 理事は、各卒業年次の各学科の会員との連絡にあたる。
理事は、卒業生の各学科の会員との連絡にあたる。また、本会の目的を達成するための事業を補佐する。

第8条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、常任理事、監事は、総会で選出する。
- (2) 理事は、会長が委嘱する。

第9条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第10条 役員で役員としてふさわしくない行為があったときは役員会の決議により解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに当該役員に、解任の議決を行う役員会において弁明の機会をあたえなければならない。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応じ、本会に意見を述べることができる。

顧問の選任は次の通りとする。

- (1) 会長経験者で、役員会において承認された者。
- (2) 本会に特別な関係がある者、多大な貢献をした者で、役員会において承認された者。

第5章 会 議

第12条 本会には次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会

第13条 会議の議決は、出席会員の過半数をもってする。

第14条 総会は、正会員と副会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

2 総会は、年1回、会長が招集し次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の承認
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他必要と認められる事項

3 必要に応じて、臨時にこれを開催することができる。

第15条 役員会は、会長、副会長、常任理事、監事で構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 本会の執行機関であり、総会の権限に属さないいっさいの事項を議決する。

3 常任理事は次の事業を分掌する。

- (1) 総務部 本会の運営及び総会・役員会に関する事
- (2) 事業部 本会の事業の執行に関する事
- (3) 財務部 本会の財政に関する事
- (4) 支部部 支部活動の強化に関する事
- (5) 広報部 会員名簿・会報の発行に関する事

第16条 理事会は、会長、副会長、常任理事、監事、理事で構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 理事は次の事業を分掌する。

- (1) 総務部 本会の運営及び総会・役員会に関する事
- (2) 事業部 本会の事業の執行に関する事
- (3) 財務部 本会の財政に関する事
- (4) 支部部 支部活動の強化に関する事
- (5) 広報部 会員名簿・会報の発行に関する事

第6章 支部

第17条 本会には支部を設けることができる。

第7章 会計及び簿冊

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第20条 本会には次の簿冊を備える。(保存期間)

- (1) 会員名簿 (永年)
- (2) 役員名簿 (永年)
- (3) 会計簿 (3年)
- (4) 庶務記録 (3年)
- (5) 寄付台帳 (永年)
- (6) 会議録 (3年)
- (7) その他必要な簿冊

第8章 事務局

第21条 本部には事務局を置き、諸業務にあたる。

2 事務局長及び事務局の組織・運営については役員会で定める。

第9章 慶弔

第22条 本会に功労があったと会長が認めた者に、慶意又は弔意を表すものとする。

付 則 本会則は昭和40年4月1日より実施する。

本会則は昭和41年4月1日より実施する。

本会則は昭和49年4月1日より実施する。

本会則は昭和51年4月1日より実施する。

本会則は昭和59年4月1日より実施する。

本会則は平成 3年4月1日より実施する。

本会則は平成 7年4月1日より実施する。

本会則は平成15年9月6日より実施する。

本会則は平成26年9月6日より実施する。